

定鈔にいはいく、淨土の法門は第十八の願を、よくくこころうるのほかに、なきなりといへり。然ば御文には、一心一向に佛たすけたまへと申さん衆生をば、縦ひ罪業は深重なりとも、必ず彌陀如来は、すくひましますべし。これすなはち第十八の念佛往生の誓願の意なりといへり。(百八十五)

一。信をこらぬによりてわろきぞ、たゞ信をこれと仰られ候。善知識のわろきと仰られけるは、信のなきことをわろきと仰らるゝなり。然者前々住上人、或人を言語道断わろきと仰られ候處に、其人申され候。何事も御意のごごとく存候と申され候らへば、仰られ候。ふつとわろきなり、信のなきは、わろきはなきかと仰られ候と云云。(百八十六)

一。逆如上人仰られ候。何たる事をきこしめしても御心には、ゆめく不叶なりと、一人なりとも人の信をとりたることを、きこしめしたきと御獨言に仰られ候。御一生は人に信をさせたく思召れ候。由仰られ候。(百八十七)

一。聖人の御流は、たのむ一念の所肝要なり。故にたのむといふことをば、代々あそばしをかれ候へども、委く何とたのめといふことを、しらせりき。然は前々住上人の御代に、御文を御作候て、雜行をすて、後生たすけたまへと、一心に彌陀をたのめと、あきらかにしらせられ候

然は御再興の上人にて、ましますものなり。(百八十八)

一。よきことをしたるが、わろきことあり、わろき事をしたるが、よき事あり。よきことをしても我は法義に付て、よき事をしたると思ひ、我といふ事あれば、わろきなり。あしき事をしてても心中をひるがへし本願に歸すれば、わろき事をしたるが、よき道理になる由仰られ候。しかれば逆如上人は、まいらせ心がわろきと仰らるゝと云云。(百八十九)

一。前々住上人仰られ候。思ひよらぬ者が分に過て物を出し候は、一子細あるべきと思ふべし。我こころならひに、人よりものをいませば、うれしく思ふ程に、何ぞ用をいふべき時は、人がさやうにするなりと仰られ候。(百九十)

一。行さき、むかひばかりみて、あしきことをみねば、ふみかぶるべきなり。人のうへばかりみて、わが身のうへのごとを、たしたまはば、一大事たるべきと仰せられ候。(百九十一)

一。善知識の仰なりとも、成るまじきと思ふは、大なるあさましきことなり。成ざる事なりとも仰ならば、なるべきと存すべし。此凡夫の身が佛になるうへは、さてあるまじきと存するごあるべきか。然は道宗、近江の湖を一人して、うめよと仰候とも、畏りたると申べく仰候にて候は、ならぬことあるべきかと被申候。(百九十二)

一〇。いたりてかたきは石なり、至てやはらかなるは水なり。水よく石を穿つ、心源もし徹したるは、菩提の覺道何事か成せざらん、といへる古き詞あり。いかに不信なりとも、聽聞を心にいれまうさば、御慈悲にて候間、信をつべきなり。只佛法は聽聞に、きはまることなりと云云。(百九十三)

一〇。前々住上人仰られ候。信決定の人をみて、あのごとくならんではと思へば、なるぞと仰られ候。あのごとくになりてこそ、思ひまつること淺間敷ことなり。佛法には身をすて、のぞみもむる心より信をば得ることなりと云云。(百九十四)

一〇。人のわるきことは、よくくみゆるなり。我身のわるきことは、おぼゆるものなり。我身にいられて、わるきことあらば、よくくみゆるければこそ、身にいられ候とおもひて、心中をあらたむべし。たゞ人のいふことをば、よく信用すべし、我わるきことは、おぼゆるものなる由仰られ候。(百九十五)

一〇。世間の物語ある座敷にては、結句法義のことをいふ事もあり。さやうの段は人なみたるへし、心には油断有べからず。あるひは講談、又は佛法の讃嘆などいふ時、一向に物をいはざること大なる違なり。佛法讃嘆とあらん時は、いかにも心中をのこさず、あひたかひに信不信の義

談合申べき也と云云。(百九十六)

一〇。金森の善従に、或人申され候。此間こそ徒然に御入候ひつらんと申しければ、善従申され候。我身は八十にあまるまで徒然といふことをしらす。その故は彌陀の御恩の難有ほを存し、和讃聖教等を拜見申候へば心面白も、又たふとこと充滿するゆへに、徒然なることも、更になく候と申され候。由に候。(百九十七)

一〇。善従申され候とて、前住上人仰られ候。ある人善従の宿所へ行候處に、履をも脱候はぬに、佛法のこそ申しかけられ候。又或人申され候は、履をもへぬがれ候はぬに、いそぎかやうには何とて仰候ぞと人申ければ、善従申され候は、いづるいきは入るをまたぬ浮世なり。もし履をぬがれぬまに死去候は、いか候べきと申され候。たゞ佛法の事をば、さ急申すべきの由仰られ候。(百九十八)

一〇。前々住上人、善従の事を仰られ候。いまだ野村殿御坊、其沙汰もたゞさき、神無森をこほり國へ下向の時、興よりおりられ候て、野村殿の方をさして、此とほりにて佛法が、ひらけ申べしと申され候し。人々は年よりて、かやうのことを申され候など申ければ、終に御坊御建立にて御繁昌候。不思議のこと、仰られ候き。又善従は法然の化身なりと、世上に

人申つると同仰られ候。彼往生は八月二十五日にて候。(百九十九)

一。前々住上人、東山を御出候て、何方に御座候とも人不存候しに、此善從あななた尋申されければ、有所にて御目にかゝられ候。一段御迷惑の體にて候つる間、前々住上人にも、さだめて善從かなしめ申べきと思召し候へば、善從御目にかゝられ、あらりかたや、早佛法はひらけ申べきと申され候。終に此詞符合候。善從は不思議の人なりと、蓮如上人仰られ候し由、上人仰られ候。二百

一。前住上人先年大永三、蓮如上人二十五年之三月始比、御夢御覽候。御堂上壇南の方に、前々住上人御座候て、紫の御小袖をめされ候。前住上人へ對しまいらせられ仰られ候。佛法は讚嘆談合にきはまる、よく讚嘆すべき由仰られ候。誠に夢想もいふべきことなりと仰られ候。然ばその年殊に讚嘆を肝要と仰られ候。それに付て仰られ候は、佛法は一人居て悦ぶ法也。一人居てさへたふと云に、まして二人よりあは、いかほありがたかるべき。佛法をばたより合く談合申せの由仰られ候也。(二百一)

一。心中を改め候はんと申す人、何をかまづ改め候はんと申され候。萬つわろきことを改めて、加様に仰られ候。いろをたて、きはを立て申出で改むべき事なりと云云。なにんともあれ、

人のなをるるをききて、我もなをるべきと思ふて、我とがを申いだぬは、なをらぬぞと仰られ候と云云。(二百二)

一。佛法談合のとき、物を申さぬは信のなきゆへなり。我心にたくみ案じて申すべきやうに思へり。よしたる物をたつねいたすやうなり。心にうれしき事は其儘なるものなり。寒なれば寒、熱なれば熱と、そのまゝ心のまじりをいふなり。佛法の座敷にて物を申さぬことは不信の故なり。また油断といふ事も、信のうへの事なるべし。細々同行により合、讚嘆申さば油断はあるまじきの由に候。二百三

一。前々住上人仰られ候。一心決定のうへ彌陀の御たすけありたりといふは、さごりのかたにしてわろし。たのむ所にて、たすけたまひ候事は歴然に候へ共、御たすけあらふすといふて然るべきの由仰られ候。云云。一念歸命の時、不退の位に住す、これ不退の密益也、是涅槃分なる由仰られ候と云云。(二百四)

一。徳大寺の唯蓮坊、攝取不捨のことほりをしりたきと、雲居寺の阿彌陀に祈誓ありければ、夢想に、阿彌陀の今の人の袖をさらへたまふに、にげられども、しかとさらへて、はなしたまはず。攝取といふは、にぐる者をさらへて、をまたまふやうなること、こゝにて思付たり。是を引言に

仰られ候。(二百五)

一。前々住上人御病中に、兼譽、兼縁、御前に伺候して、ある時尋申され候。冥加といふ事は何としたり候と申せば、仰られ候。冥加に叶といふは、彌陀をたのみ事なるよし仰られ候と云云。(二百六)

一。人に佛法の事を申て、まづのばれば、われはその悦ぶ人よりも、なほたふとく思ふべきなり。佛智をつたへ申すによりて、かやうに存せられ候。事と思ひて、佛智の御方を、有難く存せらるへしこの義に候。(二百七)

一。御文をよみて、人に聴聞させんとも、報謝と存すべし。一句一言も信の上より申せば、人の信用もあり、また報謝ともなるなり。(二百八)

一。蓮如上人仰られ候。彌陀の光明は、たごへばぬれたる物をほすに、うへよりひて下までひるごとくなる事也。是は日の力なり。決定の心おこるは是即他力の御所作なり。罪障は悉く彌陀の御けし、あることなるよし仰られ候と云云。(二百九)

一。信心決定の人は誰によらず、まづみれば、すたはたふとくなり候。これその人のたふとくにあらず、佛智をわらるゝがゆへなれば、彌陀佛智のありがたきはを存すべき事なりと云云

(二百十)

一。蓮如上人病中の時仰られ候。御自身何事も思召のことなることなしと、但御兄弟の中、その外誰にも信のなきを、かなしく思召候。世間には、よみちのさはりといふことあり、我にをいては往生すともれなし、たゞ信のなき事、これを歎しく思召候と仰られ候と。(二百十一)

一。蓮如上人、あるひは人に御酒をも下され、物をも下されて、かやうの事ども有難存させ、近づけさせられ候て、佛法を御きかせ候。さればかやうに物を下され候事も、信をこらせらるべきためと思召せば、報謝と思召候由、仰られ候と云云。(二百十二)

一。同仰にいはいはく、心得たと思ふは心得ぬなり。心得ぬと思ふはころねたるなり。彌陀の御たすけあるべきもの、たふとく思召が心得たるなり。少も心得たると思ふことは、あるまじきことなりと仰られ候。されば口傳鈔にいはいはく、さればこの機の上へに、たもつとこの彌陀の佛智を、つものらんよりほかは、凡夫いかでか往生の得分あるべきやといへり。(二百十三)

一。加州菅生の願生、坊主の聖教をよまれ候をききて、聖教は殊勝に候へども、信が御入なく候間だ、たふとくも御入なきと申され候。此ことを前々住上人きこしめし、蓮智をめ

しのぼせられ、御前にて不斷聖教をよまさせられ、法義のことも仰せきかせられて、願生に仰られ候。蓮智に聖教をよまさせられ、佛法の事も仰せきかせられ候よし、仰られ候て國へ御下し候。其後は聖教をよまれ候へば、今こそ殊勝に候へて、ありがたがられ候由に候。

(二百十四)

一。蓮如上人、幼少なる者には、まづ物をよめと仰られ候。又其後はいかによむとも、復せずば詮あるべからざる由仰られ候。ちと物に心も付候へば、いかに物をよみ聲をよみ讀しりたることも、義理をわかまへてこそと仰られ候。其後はいかに文釋を覺たりとも信がなれば、いたづら事よと仰られ候。(二百十五)

一。心中のごほり或人。法敬坊に申され候。御詞の如くは覺悟仕候へども、たい油斷不沙汰にて、あさましきごのみに候と申され候。其時法敬坊申され候。それは御詞のごごとくにてはたかく候。勿體なき申され事に候。御詞には油斷不沙汰なせごごと、あてはされ候へと申され候と云云。(二百十六)

一。法敬坊に、或人不審申され候。これは佛法に御心をいれられ候。法敬坊の尼公の不信なる、いかゞの義に候由申され候へば。法敬坊申され候。不審なることなれども、これ

ほと朝夕御文をよみ候に、驚き申さぬ心中が、なにか法敬が申分にて、聞入候べきと申され候と云云。(二百十七)

一。順誓申され候。佛法の物語申に、かげにて申候段は、なしたるわろき事をか申すべきと存し、脇より汗たり申候。前々住上人聞召所にて申時は、わろき事をばやがて、御なをしあるべきと存候。問、心安く存候て、物をも被申候由に候。(二百十八)

一。前々住上人仰られ候。不審と一向しらぬとは各別なり。知ぬことをも不審と申す事いはれなく候。物を分別して、あれはなにと、これはいかやなと、いふやうなることが不審にて候子細もしらざしてまうす事を、不審と申さざらしかし候由仰られ候。(二百十九)

一。前々住上人仰られ候。御本寺御坊をば、聖人御存生之時のやうに思召され候。御自身は御留主を當座御沙汰候。然ども御恩を御忘候事はなく候と。御齋の御法談に被仰候ひき。御齋を御受用候間にも、少も御忘候事は、御入なきこと仰られ候。

(二百二十)

一。善如上人、綽如上人、兩御代の事、前住上人仰られ候こと、兩御代は威儀を本に御沙汰候ひし由仰られし。然は今に御影に御入候由仰られ候。黄袈裟黄衣にて

候。然ば前々住上人の御時、あまた御流にむき候本尊以下、御風呂のたびごとに、やか
せられ候。此二幅の御影をも、やかせらるべきにて、御取出候ひつるが、いかゞ思召候ひつ
るやらん、表紙に書付を、よしわろしとあそばされて、とりてをかせられ候。此事を今御思案候
へば、御代のうちさへかやうに御ちがひ候。ましていはんや我等式の者は違たるべき間、一大事
と存つしめよとの御事に候。今思召あはせられ候。由仰られ候なり。又よしわろしと、あ
そはされ候こと、わろしとばかりあそばし候へば、先代の御事にて候へばと思召、かやうにあそは
され候事に候と仰られ候。又前々住上人の御時、あまた昵近のかたぐちがひ申事候
彌一大事の佛法のことは心をこめて、細々人に問心得申べきの由仰られ候。(二百二
十一)

一。佛法者の少の違を見ては、あの方へさへかやうに候とおもひ、我身をふかく嗜むべき事なり
しかるをあのうへさへ御ちがひ候、ましてわれらは、ちがひ候ではと思ふころ、おぼきたるあさま
しき事なり云云。(二百二十二)

一。佛恩を嗜むと仰候事、世間の物を嗜むなど、いふやうなることにはなし。信の方へ
にたふとく難有存じ、よろこび申す透間に、懈怠申す時、かゝる廣大の御恩を、わすれ申すこ

どのあさましきこと、佛智にたちかへりて、難有やたふとぞと思へば、御もよほしにより念佛を申
すなり。嗜むとは、これなる由の義に候。(二百二十三)

一。佛法に厭足なければ、法の不思議をきくといへり。前住上人仰られ候。たとへば世
上に、わがすきこのむことをば、しりても、猶能しりたふ思ふに、人にとひいくたびも数奇たる事
をば、聞ても、能きたく思ふ。佛法の事も、いくたび聞てもあかぬ事なり。しりても、存
たき事なり。法義をば幾度も、人に、とひきはめ申すべき事なる由仰られ候。(二百二十四)

一。世間へつかふ事は、佛の物を徒らにすることよき、おそろしく思ふべし。さりながら佛法の
方へは、いかほと物を入ても、あかぬ道理なり。又報謝にもなるべしと云云。(二百二十五)

一。人の辛勞もせで、徳をさる上品は彌陀をたのみて、佛になるに、すぎたることなしと仰られ
候と云云。(二百二十六)

一。皆人毎に、よきことをいひもし、働もすることあれば、眞俗ともにそれを、わがよき者にはや
なりて、その心にて御恩といふことは、うちわすれて、わがころ本になるによりて冥加につきて、
世間佛法ともに悪き心が、必ずく出来するなり、一大事なりと云云。(二百二十七)

一。堺にて兼縁、前々住上人へ御文を御申候。其時仰られ候。年もより候に、むつか

しきいさを申候。まづわろきいさをいふよき仰られ候。後に仰られ候は、たゞ佛法を信せば、

いかほとなりとも、あそばして然るべき由仰られしと云云。(二百二十八)

一。同く堺の御坊にて、前々住上人、夜更て蠟燭をともせ名號をあそばされ候。其時仰られ候。御老體にて御手も振ひ、御目もかすみ候へども、明日越中へくだり候と申候。

ほごに、かやうにあそばされ候。辛勞をかへりみられず、あそばされ候と仰られ候。しかれば御門徒のために、御身をばすてられ候。人に辛勞をもさせ候はで、たゞ信をこらせたく思召候由被仰候。(二百二十九)

一。重寶の珍物を調べ、經營をして、もてなせども、食せざればその詮なし。同行寄合讚嘆すれども、信をこる人なければ、珍物を食せざるも同事なりと云云。(二百三十)

一。物にあくことばあれども、佛に成こと、彌陀の御恩を喜ぶとは、あきたる事はなし。焼ごも失もせず重寶は、南無阿彌陀佛なり。然ば彌陀の廣大の御慈悲殊勝なり。信有る人を見るさへたふとし、よ〜の御慈悲なりと云云。(二百三十一)

一。信決定の人は、佛法の方へは身をかるくもつべし。佛法の御恩をば、おもくうやまふべしと云云。(二百三十二)

一。蓮如上人仰られ候。宿善めでたしと云はわろし、御一流には、宿善有難と申がよ候。由仰られ候。(二百三十三)

一。他宗には、法にあひたるを宿縁といふ。當流には、信をこることを宿善といふ。信心をうつるこそ肝要なり。さればこの御をしへには、群機をもらぬゆへに、彌陀の教をば弘教ともいふ也。(二百三十四)

一。法門をば申には、當流の心は、信心の一義を申被立たる肝要なりと云云。(二百三十五)

一。前々住上人仰られ候。佛法者には法の威力にて成なり。威力でなくば、なるべからずと仰られ候。されば佛法をば學匠物しりはいひたてず。たゞ一文不知の身も、信ある人は佛智を加へらる、故に、佛力にて候間、人が信をこるなり。此故に聖教よみて、しかも我はこそ思はん人の、佛法をいひたてたることなしと仰られ候。事に候。たゞなにしらねども信心定

得の人は、佛よりいはずらる、間、人が信をこるこの仰に候。(二百三十六)

一。彌陀をたのめば南無阿彌陀佛の主になるなり。南無阿彌陀佛の主に成といふは、信心をうつることなりと云云。又當流の眞實の寶といふは南無阿彌陀佛、これ一念の信心なりと云云。(二百三十七)

一。一流眞宗のうちにて法をそしり、わろさまにいふ人あり。是を思ふに他門他宗の事は是非なし。一宗の中に、かやうの人もあるに、われら宿善ありて、この法を信する身の、たふとせよと思ふべし云云。(二百三十八)

一。前々住上人には、何たるものをも、あはれみかはゆく思召候。大罪人として人を殺候こと、一段御悲候。存命もあらば、心中をなすべしと仰られ候て。御勘氣候ても、心中をたにもたをり候へば、やがて御宥免候と云云。(二百三十九)

一。安藝の蓮宗、國をくつがへし、くせごとにつて、御門徒をはなされ候。前々住上人御病中に、御寺内へ参り、御託言申候へども、とりつぎ候人なく候し。其折節前々住上人、ふと仰られ候。安藝をなすふと思ふと仰られ候。御兄弟以下御申には、一度佛法にあたふなし申人にて候へば、いかいと御申候へば、仰られ候。それぞとよ淺間敷事をいふとよ、心中たになをらば、なしたるもの成とも、御もらしたきいごに候と仰られ候て、御赦免候ひき。其時御前に参御目にかゝられ候時。感涙壘にかび候と云云。而して御中陰の中に、蓮宗も寺内にてすぎられ候。(二百四十)

一。奥州に御一流のこを、申ささらかし候人をさしめて、前々住上人、奥州の淨祐を

御覽候て、以外御腹立候て、さてく開山聖人の御流を申みだすこの、あさましきよ、にくさよご仰られ候て、御齒をくひしめられて、さて切きさみても、あくかよご仰られ候

云云。佛法を申みだす者をば、一段あさましきご仰られ候云云。(二百四十一)

一。思案の頂上ご申べきは、彌陀如來の五劫思惟の本願にすぎたるとはなし。此御思案の道理に同心せば佛になるべし。同心にて別になし、機法一體の道理なり云云。(二百四十二)

一。蓮如上人仰られ候。御身一生涯御沙汰候事、皆佛法にて御方便御調法候て、人に信を御さらせあるべき、御こはりにて候由仰られ候云云。(二百四十三)

一。同御病中に仰られ候。今我いふごは金言なり。かまへてく能心得よご仰られ候又御詠歌の事、三十一字につづるごにてこそあれ、是は法門にてあるご仰られ候云云。(二百四十四)

一。愚者三人に智者一人きて、何事も談合すれば面白きごあるご、前々住上人、前住上人へ御申候。これまた佛法がたには、いよく肝要の御金言なり云云。(二百四十五)

一。蓮如上人願誓に對し仰られ候。法敬我ごは兄弟よご仰られ候。法敬申され候、是は冥加もなき御事ご申され候。蓮如上人仰られ候。信をえつれば、さきに生る、者は

兄、後に生る、者は弟よ。法敬は兄弟よ。仰られ候。佛恩を一同にうれば、信心一致のうへは、四海みな兄弟といへり。(二百四十六)

一。南殿山水の御縁の床の上にて、蓮如上人仰られ候。物ば思ひたるより大にちがふといふは、極樂へまいりての事なるべし。こゝにてありがたやたふさやと思ふは、物の數にてもなきなり。彼士へ生じての歡喜は、こゝのはも有べからず。仰られし。(二百四十七)

一。人はそらご申さじ。嗜むを随分ご思へ、心に偽りあらじ。嗜む人は、さのみ多くはなき者なり。又よき事はならぬまでも、世間佛法共に心にかへ嗜みたまき事なり。云云。(二百四十八)

一。前々住上人仰られ候。安心決定鈔のこゝ、四十餘年が間御覽候へきも、御覽じあかぬ。仰られ候。又金をほり出す様なる聖教なり。仰られ候。(二百四十九)

一。大坂殿にて、各へ對せられ仰られ候。此間申し、こゝは、安心決定鈔のかたはしを仰られ候。由に候。然ば當流の義は、安心決定鈔の義、いよく肝要なり。仰られ候。云云。(二百五十)

一。法敬申され候。たふごむ人より、たふごがる人ぞ、たふごかりける。前々住上人仰ら

れ候。面白きをいふよ、たふごむ體、殊勝ぶりする人は、たふごもなし。たゞ有難やと、たふごがる人こそ、たふごけれ。面白きをいふよ。もてものことを申され候との仰事に候。云云。(二百五十一)

一。文龜三正月十五日の夜、兼縁夢云、前々住上人、兼縁へ御問ありて仰られ候。やう、いたづらにある事、あさましく思召候へば、稽古かたぐせめて一卷の經をも、日に一度皆々寄合て、よみ申せと仰られけり。云々。餘に人のむなく月日を送候。こゝを、悲く思召候。故の義に候。(二百五十二)

一。同夢云、同年の極月二十八日の夜。前々住上人、御袈裟衣にて、襖障子をあけられ御出候。間、御法談聽聞申べき心にて候。處に、ついたら障子のやうなる物に、御文の御詞御入候を、よみ申を御覽じて、それは何ぞと御尋候。間、御文にて候。由申上候へば、それこそ肝要、信仰してきけと仰られけり。云云。(二百五十三)

一。同夢云、翌年極月二十九日夜、前々住上人仰られ候。やうは、家をばよく作られて、信心をよくとり、念佛申べき由、たかく仰られ候。けり。云云。(二百五十四)

一。同夢云、近年大永三正月一日の夜の夢云、野村殿南殿にて、前々住上人仰

云、佛法のこそ色々仰られ候て後、田舎には雜行雜修あるを、かたく申つくべしと仰られ候と云云。(二百五十五)

一。同夢云、大永六正月五日夜夢に、前々住上人仰られ候。大事にて候。今の時分がよき時に候。こゝをとりはづしては一大事と仰られ候。畏たりと御うけ御申候へば、たゞ其畏たる云にてはなく候まじく候。たゞ一大事にて候。由仰られ候しと云云。次夜夢云、蓮誓仰候。吉崎前々住上人に、當流の肝要のことを習申候。一流の依用なき聖教やなんごを廣くみて、御流をひがさまにとりなし候。幸に肝要を抜候。聖教候。是が一流の秘極なりと、吉崎にて前々住上人に、習ひ申候と、蓮誓仰られ候しと云云。私云、夢等をしるすと、前々住上人、世を去たまへば、今はその一言をも、大切に存候へば、かやうに夢に入て仰せ候。この金言なること、まことの仰せとも存するまゝ、これをしるすものなり。誠にこれは夢想とも申べき事どもにて候。總體夢は妄想なり。さりながら權者のうへには、瑞夢とてある事なり。猶以かやうの金言のことば、しるすべしと云云。(二百五十六)

一。佛恩がたふと候たご申は、聞にく候、聊爾なり。佛恩を有難存すと申せば、莫大

聞よく候。由仰られ候と云云。御文かど申も聊爾なり。御文を聽聞申て、御文有難と申てよき由に候。御法の方をば、いかほとも尊敬申べき事と云云。(二百五十七)

(二百五十八)

一。前々住上人仰られ候。家をつくり候ども、つぶりだにぬれずば、何とも角ともつくるべし。萬事過分なることを御さしひ候。衣裳等にいたるまでも、よきものせんと思は、あてまじき事なり。冥加を存じ、たゞ佛法を心にかけてよき仰られ候と云云。(二百五十九)

一。同仰られ候。いかやうの人にて候ども、佛法の家に奉公申候は、昨日までは他宗にて候ども、今日は早佛法の御用とこころべく候。縦ひあきたひをするとも、佛法の御用と心得べきと仰られ候。(二百六十)

一。同仰云、雨もふり又炎天の時分は、つとめながながしく仕候は、はやく仕て人をたせ候かよ候。由仰られ候。これも御慈悲にて人々を御いたはり候。大慈大悲の御あはれみに候。常々の仰には、御身は人に御したがひ候て、佛法を御すめ候と仰られ候。御門徒の身にて、御意のなかならるる、中々あつたし事ある、中々申もことをろかに候と

義に候。(二百六十一)

一。將軍家義尚よりの義にて、加州一國の一揆、御門徒を放さるべきとの義にて、加州居住候御兄弟衆をも、めしのばせられ候。其時前々住上人仰られ候。加州の衆を門徒放すべきと仰出され候。御身をさらるゝよりもかなしく思召候。何事をもしらざる尼入道の類のことまで思召は、何とも御迷惑此事に極る由仰られ候。御門徒をやぶらるると申ことは、一段善知識の御うへにても、かなしく思召さるゝ事に候。(二百六十二)

一。蓮如上人仰られ候。御門徒衆の、はじめて物をまいらせ候を、他宗に出し候義あし候。一度も二度も受用せしめ候ひて、出し候て可然之由仰られ候。かくのごとくの子細は、存じもさらぬ事にて候。いよく佛法の御用、御恩ををろそかに存すべきことにはなく候。驚き入候との事に候。(二百六十三)

一。法敬坊大阪殿へ下られ候處に、前々住上人仰られ候。御往生候とも、十年はいくべしと仰られ候處に、なにかと申され、おしかへしくべしと仰られ候。御往生ありて一年存命候處に、法敬に或人仰られ候は、前々住上人仰られ候に、あひ申たるよ、そのゆへは一年も存命候は、命を前々住上人より、御あたへ候事にて候と仰候へば、誠にさ

にて御入候とて、手をあはせありがたき由を申され候。それより後前々住上人、仰られ候

ごごとく、十年存命候。誠に冥加に叶はれ候。不思議なる人にて候。(二百六十四)

一。毎事無用なることを仕候。義、冥加なき由、條々いつも仰られ候。由に候。(二百六十五)

一。蓮如上人物をきこしめし候にも、如來聖人の御恩にてましく候を、御忘なすと仰られ候。一口きこしめしても思召出され候。由、仰られ候と云云。(二百六十六)

一。御膳を御覽しても、人のくはぬ飯をくふことと思召候と仰られ候。物をすぐにきこしめすことなし。たゞ御恩のたふさきことをのみ思召候と仰られ候。(二百六十七)

一。享祿二年十二月十八日の夜、兼縁夢に、蓮如上人御文をのそぼし下され候。其御詞に梅干のたごへ候。梅干のことをいへば、皆人の口一同にすし、一味の安心はかやうにあるべきなり。同一念佛無別道故の心にて候ひつるやうに、おぼは候と云云。(二百六十八)

一。佛法をすかざるゆへに嗜み候はずと、空善申され候へば、蓮如上人仰られ候。それはこのまぬは、あらうにてはなせいかと仰られ候と云云。(二百六十九)

一。不法の人は、佛法を違例にすると仰られ候。佛法の御讃嘆あれば、あら氣づまりや、疾

はてよがしと思ふは、違例にするにはなきかと仰られ候と云云。(二百七十)

一。前住様御病中、正月二十四日に仰られ候。前々住の早々我にひと、左の御手にて御まねき候。あらありがたやと、くりかへしく仰られ候て、御念信御申候はごに、なのく御心たかひ候て、かやうにも仰候と存候へば、其義にてはなくて、御まきろみ候御夢に御覽せられ候由、仰られ候處にて、皆々安堵候ひき、これ亦あらたなる御事なりと云云。(二百七十一)

一。同二十五日、兼譽、兼縁に對せられ仰られ候。前々住上人、御世を譲あそばされ、以來のことも種々仰られ候。御一身の御安心のさほり仰られ、一念に彌陀をたのみ申て、往生は一定と思召され候。それに付て前住上人の御恩にて、今日まで我と思ふ心をもち候はぬが、うれしく候と仰られ候。誠にありがたくも、又は驚入申候。我人かやうに心得申てこそは、他力の信心決定申たるにはあるべく候。彌々一大事の御ことに候。(二百七十二)

一。嘆徳の文に、親鸞聖人と申せば、その恐ある故に、祖師聖人とよみ候。又開山聖人とよみ申も、おそれある子細にて御入候と云云。(二百七十三)

一。たゞ聖人直に申せば聊爾なり。この聖人申も聊爾歟。開山は略しては申べきかこの事に候。たゞ開山聖人申してよく候と云云。(二百七十四)

一。嘆徳の文に、以て弘誓に託すを、以てを抜てはよます候と云云(二百七十五)

一。蓮如上人、堺の御坊に御座の時、兼譽御參候。御堂において卓の上に、御文をかせられて、一人二人乃至五人十人參られ候。人々に對し、御文をよませられ候。其夜蓮如上人、御物語の時仰られ候。此間面白き事を思出で候。常に御文を一人なりとも、來らん人にも、よませてきかせば、有縁の人は信をさるべし。此間面白き事を思案し出たるご、くれく仰られ候。さて御文肝要の御事、彌々しられ候。この事仰られ候なり。(二百七十六)

一。今生の事を心に入るほご、佛法を心腹に入たき事にて候。人申候へば。世間に對様して申事は大様なり。たゞ佛法をふかくよろこぶべしと云云。又いはく、一日々々に佛法はたしなみ候べし。一期ごおもへば大義なりと人申され候。又いはく大義なると思ふは不足なり。人として命は、いかほごもながく候ても、あかず、よろこぶべき事なりと云云。(二百七十七)

一。坊主は人をさへ勸化せられ候に、我身を勸化せられぬは、あさましきことなりと云云。(二百七十八)

一。道宗前々住上人へ、御文申され候へば、仰られ候。文はとりおとし候事も候程に、たい心に信をたにもとり候へば、おとし候はぬよし仰られ候し。又あくる年あそばされて下され候。(二百七十九)

一。法敬坊申され候。佛法をかたるに志の人を前にきて語候へば、力がありて申よき由申され候。(二百八十)

一。信もなくて大事の聖教を所持の人は、おさなきものに、つるぎをもたせ候様に思召候。その故は剣は重寶なれども、おさなきものもち候へば、手を切り怪我をするなり。持てよく候人は、重寶になるなりと云云。(二百八十一)

一。前々住上人仰られ候。たゞいまりとも、我しねといは、しぬる者は有べく候が、信をこる者は、あるまじと仰られ候と云云。(二百八十二)

一。前々住上人大阪殿にて、各々に對せられて仰られ候。一念に凡夫の往生をこぐることは、秘事秘傳にてなきかと仰られ候と云云。(二百八十三)

一。御普請御造作の時、法敬申され候。なにも不思議に、御眺望等も御上手に御座候由申され候へば、前々住上人仰られ候。我はなを不思議なる事を知る。凡夫の佛になり

候。心を知たると仰られ候と。(二百八十四)

一。蓮如上人、善從に御かけ字をあそばされ下され候。其後善從に御尋、已前書つかはし候物をば、なまじとしたりと仰られ候。善從申され候。表補繪仕り候て、箱にいれ置き申候由申され候。そのとき仰られ候。それはわけなき事したるよ、不斷かけておきて、そのこころ心ねをなせよと、いふとて、よあれと仰られ候。(二百八十五)

一。同く仰にいはいはく、これの内におて聽聞まます身は、こりはづしたらば佛にならんよと仰られ候と云云。有難き仰せ候。(二百八十六)

一。仰にいはいはく、坊主衆等に對せられ仰られ候。坊主といふものは、大罪人なりと仰られ候。其時みたく迷惑申され候。さて仰られ候。罪がふかければこそ、阿彌陀如來は御たすけれと仰られ候と云云。(二百八十七)

一。毎日々に御文の御金言を聽聞させられ候ことは、寶を御賜り候ことに候と云云。(二百八十八)

一。開山聖人の御代、高田の二代顯智上洛の時申され候。今度は既に御目にかゝるまじき存候處に、不思議に御目にかゝり候と申され候へば、それはいかにと仰られ候。舟路

に難風にあひ迷惑仕候よし申され候。聖人仰られ候。それならば船には、のるまじきものをと仰られ候。其後御詞の末にて候て、一期舟にのられず候。又茸に醉申され、御目に遅くかゝられ候し時も、かくのごとく仰られしとて、一期受用なく候しと云云。かやうに仰を信じ、ちがへ申すまじきと存せられ候事。誠にありがたき殊勝の覺悟との義に候。(二百八十九)

一。身あたゝかなれば、ねぶりけさし候、あたましきことなり。其覺悟にて身をもすゞしくも眠をさすますべきなり。身隨意なれば佛法世法ともに、をたり無沙汰油断あり。此義一大事なりと云云。(二百九十)

一。信をわたらば同行にあらく物も申すまじきなり。心和ぐべきなり。觸光柔輓の願あり。又信なければ我になりて、詞もあらく諍も必ず出来る者なり。あさましく、よくくこころうべしと云云。(二百九十一)

一。前々住上人、北國のさる御門徒の事を仰られ候。何として久く上洛なさうと仰られ候。御前の人申され候。さる御方の御折檻候と申され候。其時御機嫌以外悪く候て仰られ候。開山聖人の御門徒を、さやうにいふ者はあるべからず。御身一人聊爾には思

召さぬものを、なしたるものがいふべきも、とてくのぼれといへと仰られ候と云云。(二百九十二)

一。前住上人 仰られ候。御門徒衆をあしく申事、ゆめくあるまじきなり。開山は御同行御同朋と御かすき候に、聊爾に存するは、くせこの由被仰候。(二百九十三)

一。開山聖人の一大事の御客人と申すは、御門徒衆の事なりと仰られしと云云。(二百九十四)

一。御門徒衆上洛候へば、前々住上人 仰られ候。寒天には御酒等の、かんをよきさせられて、路次のさむさを忘られ候様に仰られ候。又炎天の時は酒など、ひやせと仰られ候。御詞を加られ候。又御門徒の御上洛を遅く申入候事、くせこと、仰られ候。御門徒をよきせ、をよく對面すること、くせこの由仰られ候と云云。(二百九十五)

一。萬事に付て、よき事を思ひ付るは御恩なり。惡ことだに思ひ捨たるは御恩なり。捨るも取るも、何れもく御恩なりと云云。(二百九十六)

一。前々住上人は、御門徒の進上物をば、御衣の下にて、御をかみ候。又佛の物と思召候へば、御自身のめし物までも、御足にあたり候へば、御いたゞき候。御門徒の進上物、すなはち聖人よりの御あたへと、思召候と仰られ候と云云。(二百九十七)

一。佛法には萬かなしきにも、かなはぬにつけても、何事に付ても、後生のたすかるべきことを思へば、よろこび多きは佛恩なりと云云。(二百九十八)

一。佛法者になれ近付て、損は一つもなし。何たるおかしきこと、狂言にも、是非とも心底には佛法あるべしと思ふほごに、我方に徳おほきなりと云云。(二百九十九)

一。蓮如上人権化の再誕といふこと、その證多し。前にこれをしるせり。御詠歌に、かたみには六字の御名をのこしをく、なからんあその、かたみともなれと候。彌陀の化身とされ候事歴然たり。(三百)

一。蓮如上人、細々御兄弟衆等に御足を御見せ候。御わらぢの緒くひ入、きりりと御入候。かやうに京田舎、御自身は御辛勞候て、佛法を仰ひられ候。由仰られ候しと云云。(三百一)

一。同仰にいはい、悪人のまねをすべきより、信心決定の人の、まねをせよと仰られ候云云。(三百二)

一。蓮如上人御病中、大阪殿より御上洛之時、明應八二月十八日、さんばの淨賢處にて、前住上人へ對し御申なされ候。御一流の肝要をば、御文に委くあそばしとめられ候

問、今は申さきらかす者もあるまじく候。此分をよく御心得あり、御門徒中へも仰つけられ候へど、御遺言の由に候。然ば前住上人の御安心も、御文のごとく、又諸國の御門徒も、御文のごとく信をわられよとの、支證のために、御判をなされ候事と云云。(三百三)

一。存覺は大勢至の化身なりと云云。然に六要鈔には、三心の字訓、其外勘得せずとあそばし、聖人の宏才仰べしと候。權化にて候へども、聖人の御作分を、かくのごとくあそばし候。誠に聖意はかりがたきむねをあらはし、自力をまて、他力を仰ぐ、本意にも叶申候物をや。かやうのごとく明譽にて御入候と云云。(三百四)

一。註を御あらはし候事。御自身の智解を御あらはし候はんが、ためにてはたく候。御詞を褒美のため仰崇のために候と云云。(三百五)

一。存覺、御辭世の御詠にいはい、今ははや一夜の夢となりにけり、往來あまたの、かりのやごとく。此言を蓮如上人仰られ候と云云。さては釋迦の化身也、往來娑婆の心なりと云云。我身にかけて、こころは六道輪廻めぐりて、今臨終のゆふべ、こころをひらくべしといふ心なりと云云。(三百六)

一。陽氣陰氣とてあり。されば陽氣をつくる花は早くひらくなり。陰氣とて日陰の花は遅く

さくなり。かやうに宿善も遅速あり。されば已今當の往生あり。彌陀の光明にあひて、はやくひらくる人もあり、遅くひらくる人もあり。兎に角に信不信ともに、佛法を心に入れて、聽聞申べきなりと云云。已今當の事、前々住上人仰られ候と云云。きのふあらはす人もあり、けふあらはす人もあり、と仰られしと云云。(三百七)

一。蓮如上人、御廊下を御とほり候て、紙切のおちて候ひつるを御覽せられ、佛法領の物を、あだにするかやと仰られ、兩の御手にて御いたゞき候と云云。總じて、かみのきれなんどのやうなる物をも、佛物と思召御用ひ候へば、あだに御沙汰なく候の由、前々住上人御物語候ひき。(三百八)

一。蓮如上人、近年仰られ候。御病中に仰られ候事、何ごとも金言なり。心をこめて聞べしと仰られ候と云云。(三百九)

一。御病中に、慶聞をめて仰られ候。御身には不思議なること有を、氣をとりなをして仰らるべきと仰られ候と云云。(三百十)

一。蓮如上人仰られ候。世間佛法ともに、人はかろくとしたるがよきと仰られ候。黙たるものを御さらひ候。物を申さぬがわるきと仰られ候。又微音に物を申を、わろしと仰られ

候と云云。(三百十一)

一。同く仰にいはいはく、佛法と世體とは、たしなみによると對句に仰られ候。又法門と庭の松とは、いふにあがること、これも對句に仰られ候と云云。(三百十二)

一。兼縁、堺にて蓮如上人御存生の時、背摺布を買得ありければ、蓮如上人仰られ候。かやうの物は我方にもあるものを、無用のかいことよと仰られ候。兼縁、自物にてとり申たること答申候。處に、仰られ候。それは我物かと仰られ候。悉く佛物、如來聖人の御用にも

る、ことあるまじく候。(三百十三)

一。蓮如上人、兼縁に物を下され候を、冥加なきこと御辭退さふらひければ、仰られ候。つかはされ候物を、たゞ取て信をよくこれ。信なくば冥加なきこと、佛の物を受ぬやうなるも、それは曲もなきことなり。我するごおもふかごよ、皆御用なり。何事か御用にもる、ことや候へ

仰られ候と云云。(三百十四)

實如御判

蓮如上人御一代記聞書末

今庶くは、道俗等、大悲の願船には清淨の信心を順風と爲し、無明の闇夜には功德の寶珠を大炬と爲す。心昏く識寡きものは、敬うて斯の道を勉めよ。悪重く鄣多きものは、深く斯の信を崇めよ。噫、弘誓の強縁は多生にも値ひ難く、眞實の淨信は億劫にも獲回し。遇ま信心を獲ば、遠く宿縁を慶べ若し也此の廻疑網に覆蔽せらるれば、更りて必ず曠劫多生を逕歴せん。攝取不捨の眞理、超捷易往の教勅、聞思して遲慮すること莫れ。慶ばしい哉。愚禿、仰いで惟れば、心を弘誓の佛地に樹て、情を難思の法海に流す。聞く所を嘆じ、獲る所を慶び、眞言を採集し、師釋を鈔出して、専ら无上尊を念じて、特に廣大の恩を報す。(淨土文類聚鈔)

御俗姓

〔蓮如上人作〕

夫。祖師聖人の俗姓をいへば、藤原氏にして、後長岡の丞相公の末孫、皇太后宮の大進有範の子なり。また本地をたづねれば、彌陀如來の化身に號し、あるひは曇鸞大師の再誕ごもいへり。しかればすなはち、生年九歳のはるころ、慈鎮和尚の門人につらなり、出家得度して、その名を範宴少納言の公に號す。それより一かた、楞嚴横川の末流をつたへ天台宗の碩學となりたまひぬ。そののち二十九歳にして、はじめて源空聖人の禪室にまいり、上足の弟子となり、眞宗一流をくみ、専修專念の義をたて、すみやかに凡夫直入の眞心をあらはし、在家止住の愚人ををしへて、報土往生をす、めまし／＼けり。抑。今月二十八日は、祖師聖人遷化の御正忌にして、毎年をいはず親疎をきらはず、古今の行者、この御正忌を存知せざるごもあらるべからず。これによりて當流にその名をかけ、その信心を獲得したらん行者、この御正忌をもて報謝のころをさしを、はこばさらん行者におひては、まゝ、ここにも木石にひこしからんものなり。しかるあひだ、かの御恩徳のふかきこは、迷慮八萬のいたゞき、蒼溟三千のそこにこえずきたり。報せずばあるべからず、謝せずばあるべからず

るもの歎。このゆへに毎年の例時として、一七ケ日のあひだ、かたのまこく報恩謝徳のために無二の勤行をいたすころなり。この一七ケ日報恩講のみぎりに當りて、門葉のたぐひ國郡より來集、今におひてその退轉なし。しかりこいへきも未安心の行者にいたりては、いかでか報恩謝徳の義これあらんや。しかのまこきのごもがらは、このみぎりにおひて、佛法の信不信をあひたづねて、これを聴聞して、まここの信心決定すべくんば、眞實々々聖人報謝の懇志にあひかなふべきものなり。あはれなるかなや、夫聖人の御往生は、年記をくへた、りて、すでに一百餘歳の星霜ををぐるこいへきも、御遺訓ますくさかんにして、教行信證の名義、いまに眼前にさへぎり、人口にのこれり。たふこむべし信すべし。これについて當時、眞宗の行者のなかにおひて、眞實信心を獲得せしむる人これすくなし。たゞ人目仁義ばかりに、名聞のころをもて報謝ご號せば、いかなるころざしをいたすこいふごも、一念歸命の眞實の信心を決定せざらん人々は、その所詮あるべからず。まここに、みづに入てあかおちすこ、いへるたぐひなるべき歎。これによりて、この一七ケ日報恩講中におひて、他力本願のこごはりを、ねむころにき、ひらきて、専修一向の念佛行者にならんにいたりては、まここに今月聖人の御正日の素意にあひかなふべし。これしかしながら、眞實々々、報恩謝徳の御佛事ごなりぬべきものなり。あなかしこく。

干時、文明九年十一月初比、俄爲報恩謝徳二染翰記之者也

横川法語

〔古本により流布本を訂正す〕

〔源信僧都作〕

それ一切衆生三惡道をのがれて、人間に生る、こご、おほきなるよろこびなり。身はいやしきごも畜生におこらんや。家はまつしけれごも餓鬼にはまざるべし。心におもふ事かなはずごも、地獄の苦しみにほくらぶべからず。世のすみうきは、いごふたより。人かすならぬ身のいやしきは、菩提をねがふしるべなり。このゆへに人間に生る、こごを悦ぶべし。信心あさけれごも、本願ふかきかゆへに、たのめばかならず往生す。念佛ものうけれごも、ごなふれば定て來迎にあづかる、功德莫大なり。此ゆへに本願にあふ事を、よろこぶべし。又云、妄念はもごより凡夫の地體なり。妄念の外に別の心もなきなり。臨終の時までは、一向に妄念の凡夫にて、あひけるごご、こごろえて念佛すれば、來迎にあづかりて、蓮臺にのるごご、妄念をひるがへして、ごごりの心ごはなるなり。妄念のうちより申しだしたる念佛は、濁にしまぬ、蓮のまこくにして、決定往生うたがひなし。

一枚起請文

もろこし我朝の、もろくの智者たちの、沙汰し申さる、観念の念にもあらず。又學問をして、念のころをさきりて、申す念佛にもあらず。たゞ往生極樂のためには、南無阿彌陀佛に申せば、疑ひなく往生するぞと思ひこりて、申すほかには、別の仔細候はず。但し三心四修なり。申すこの候は、みな決定して、南無阿彌陀佛にて、往生するぞと、思ふうちにこそり候なり。この外に奥深きことを存せば、二尊の御あはれみにはつれ、本願にもれ候べし。念佛を信ぜん人は、たごひ一代の法を、よくよく學すとも、一文不知の愚鈍の身になして、尼入道の無智のまがらに、おなじくして、智者のふるまひをせずして、唯一向に念佛すべし。

爲證以兩手印

源空御判

御臨末の御書

我が歳きはまりて、安養淨土に還歸すといふことも、和歌の浦曲の片雄浪の、よせかけく歸んに同じ。一人居て喜ば、二人と思ふべし。二人居て喜ば、三人と思ふべし。その一人は親鸞なり。我れなくも法は盡まじ和歌之浦、あをくさ人のあらんかきりは。

弘長二歳十一月

愚禿親鸞 満九 十歳

西念御房

御法語

〔法如上人作〕

苦は慾より出で、身を憐まし、名聞は我より出で、心を費す。身の分限を願れば人に怨みなく、足ることを知る時は世利を貪ることなし。求めてももむべきは法の縁、慕ふてもしたふべきは良き同行なり。朝に結ぶ露を見ても、あだし野の脆きを思ひ、夕に立つ烟につけても鳥部の野のはかなきを悟りて、心にかくべきは法の縁なり。衣食住の三つは念佛の助業。あれば、朝夕家業を心にかくることも、佛祖の御恩を忘れずば、家業も報佛恩の助となるべし。たごひ又法門ばかりを所作すとも、自信教人信の念なく、名利の爲に行ふ時は、佛法も亦渡世なるべし。故に信は佛智の大悲に絶り、報謝は行者の厚念に勵むべし。

歴代御消息

祖師聖人御相傳一流の肝要は、たゞ他力の信心をもて本心す、めたまふ。その信心こいふは、經に聞其名號、信心歡喜、乃至一念こき、論には一心歸命を判ず、故に聖人は論主

の一心を釋して、一心こいふは、教主世尊のみこを、ふたごゝろなく、疑なしとなり。これすなはち眞實の信心なりこの玉へり。されば祖師よりこのかた代々相承し、別して信證院の五帖一部の消息に、この一途をねんごろに教へ玉ふ。其信心のすがたこいふは、何のやうもなく、もろくの雜行雜修自力のこゝろをふりすて、一心一向に阿彌陀如來、今度の吾等が一大事の後生、御助け候へこゝたのみ奉る一念の信まこなれば、彌陀は必ず遍照の光明を放て、その人を攝取したまふべし。これすなはち當流に、たつるこゝろの、一念發起平生業成の義これなり。この信決定のうへには、晝夜朝暮にこなるこゝろの稱名は、佛恩報謝の念佛こゝろふべし。かやうにこゝろへたる人をこそ、まこに當流の信心を、よくこりたる正義こはいふべきものなれ。しかるに近頃は當流に沙汰せざる、三業の軌則を穿鑿し、又は三業につきて、自然の名を立て、年月日時の覺不覺を論じ、或は歸命の一念に妄心をはこび、または三業をいめるまゝ、たのむの詞をきらひ、この餘にも、まこへるものこれあるよし、まこにもて、なげかしき次第なり。殊に聖人のみこにも、身口意のみだれごゝろを、つくろひて、めでたふしなして淨土へ往生せんご、おもふを自力こまふすなりご、いましめたまへり。所詮已前はいかやうの心中なりごも今日より後は、我わろき迷心をひごがへし、本願眞實の他方信心に、もごづかんごは、

眞實に聖人の御意にも相かなふべし。そのうへには王法國法を大切に守り、世間の仁義をもて先ごし、うつくしく法義相續あるべきものなり。

右之通令裁斷候條、永本意不可取失者也。

寅十一月

釋本如

予、文政丁亥の春、龍谷の寺務ごなりしこのかた、前住上人より相承し侍る一宗の法義毫末もあやまりなく、代々の宗主の化風にしたがひ、四十餘年が間教導し侍りしに、はや齡も古稀をすぎ、ごぞよりは病の床にふし、起居も心にまかせず、おのづから化導も、うごごしくなりなんご、且暮心をいため候。はた此度は近來稀なる祝融の氣さかんにして、老體日におごろへ、もはや當年のうちには、報土往生の素懷をこけ候はめごおもひ、せめては同心の行者の繁昌ありてこそ、命ながきしるしごもなりぬべしご、老のくり言を嗣法に筆をこらせ、かきつらね候得ば、よくこゝ聽聞あるべく候。夫

皇國に生をうけしもの、皇恩を蒙らざるはあらず。殊に方今維新の良政をしき玉ひ、内、億兆を保安し、外、萬國に對峙せんご夙夜に、叡慮を勞し玉へば、道にまれ、俗にまれ、たれか、

王化をたすけ、皇威を輝し奉らざるべけんや。況や、佛法の世に弘通すること偏に國王大臣の護持により候へば、佛法を信する輩、いかでか王法の禁令を忽緒せむや。是によりてわが宗においては、王法を本とし仁義を先とし、神明をうやまひ、人倫を守るべきよし、かねてさだめおかる、所なり。是則觸光柔輒の願益によりて、崇徳興仁務修禮讓の身となり候へば、天下和順日月清明の金言に相かなひ、

皇恩の萬一を報じ奉ることはりなるべし。されば祖師聖人は、世の中安穩なれ、佛法ひろまれど、おもふべきよし申し玉へり。しかるを佛教だに信すれば、世教はさもあらばあれなき、心得まごへるは、かなしかるべきことなり。是によりて中興上人も、

王法をひたひにあて、佛法を内心にたくはへよご教へ玉へり。其佛法といふは、弘願他力の一法にして、兼々聽聞の通り、まつわが身はわろき、いたづらものなりと、おもひつめて、もろ／＼の雜行雜修自力疑心をすてはなれ、一心一向に阿彌陀如來、後生御たすけ候へま、たのみ奉る一念に、彌陀はかならず、其行者を攝取してすて玉はず、我等が往生は、はや治定し侍るなり。此うれしさを、おもひ出ては、造次にも顛沛にも、佛恩をよろこび、行住坐臥に稱名をこなへ、如實に法義相續せらるべく候。希くば一流の道俗、上に申すところの、相承

の正意を決得し、眞俗二諦の法義をあやまらず、現生には

皇國の忠良となり、罔極の朝恩に酬ひ、來世には西方の往生をこけ、永劫の苦難をまぬがる、身となり候やう、和合を本とし、自行化他せられ候は、開山上人の法流に浴せる所詮、此うへはあるまじく候。かへすくも同心の行者、繁昌せしめ候こそ、老が年來の本懐に候得ば、此消息も後のかたみごおもひ、能く／＼心をこめられ候やう、希ふことろに候也。あなかしこく。

明治辛未歲初秋下旬
右消息者、前住之遺訓而、祖師相承之宗義、眞俗二諦之妙旨也。浴一流輩、本此遺訓、進而者遵政令、退而者辨出要候事、可爲肝要者也。

壬申春正月 龍谷寺務 釋 明如

夫れ寺務の大本は、興法利生に在り、其人を養成する最も急務とす。而して僧侶の學を修るや、自ら本宗の教義を信するに基き、深く祖承の淵源を究め、廣く弘通の綱要を考へ、以て佛恩を念報するに在り。故に餘乘に亘り、外典に及ぶも、要た、宗義を發揚するに外な

らず。其教を施すや、出離解脱の徑路を示し、世間倫理の常道を論じ、世道人心を正しくし、以て皇化を翼賛するに在り。方今圭運の日に盛なる、人民普通の學を治る、固より其宜しき所なり。雖、僧侶の本分は自行化他に存すれば、専門の考究實に必要とす。若夫本を忽にし末に奔り、浮華の文を銜ひ、博渉の名を求むるは最戒むべき所なり。予今繼職の始に方り、歴世の遺訓を紹述し、教學の方針、謬なからんことを欲す。門末の僧侶よく此意を體せんことを希ふ。

明治三十六年六月十五日

龍谷第二十二世寺務

光

瑞

方今世態の變動甚だしく、人心の歸嚮定かならず。や、もすれば綱紀に背反して道義の實行を忽にするの風あり。此際眞俗二諦の宗風に浴する本宗門徒にありては、内心に深く佛智廻向の信心を蓄へ、卒先して俗諦處世の要義を實踐し、世道人心の裨益を謀らざる可らず。ここに明年は立教開宗七百年に相當れば、此佳辰を期して舊來の陋習を一洗し、宗風を更新し、以て祖徳を宣揚せんことを欲し、茲に聊か門信徒心得の一斑を示し、其實行を冀ふ所なり。

一、ふかく如來の本願を信じ、光明攝取の勝益を喜び、言行をつゝしみて一身の修養を怠らざるべし。

一、法味愛樂の上より家族互に敬愛し、一家の和樂をすむべきなり。

一、國家覆護の恩を仰ぎ、おのゝ職業を勵みて、國運の發展を資ぐべきなり。

一、衆生共存の大義にもごつき、自他相扶けて社會奉仕の誠を盡すべきなり。

大正十一年六月十五日

龍谷寺務代理

尊

由

去る大正三年、鏡如宗主、職を辭したまひしより、已に十四年の星霜を閱みし、其間攝務を置き、法務を代行せしめられしも、異例之を久しくすべきに非ず。予亦成童を過ぐるに至りしかば、このたび歴世の遺範に遵ひ、法統を繼ぎ以て宗門統治の重任に膺ることをなれり。然るに予齡少くして才乏く、且つ未だ學窓に在りて修學に餘暇あらざる身なれば、寺法に基き保攝を置き、以て寺務を署理せしむ。一宗の道俗宜しく予が意を體し、宗運翼賛の誠を致さるべく候。

抑も佛教、昔、西天よりおこりて三國の祖師傳承差ふことなく、吾高祖大師之を集成し

て、淨土眞宗を開闢したまひしよりこのかた、次第相承して茲に七百餘歳、代を累ぬるこころ予に至りて正に二十有三、末世相應の要法、彌彰かに弘願他力の勝益増々盛なり。吾大谷の流れを汲むもから、豈に遠く宿縁を慶ばざるべけんや。

夫れ御相傳一流の肝要は、たゞこれ信心一つに限れり。其信心といふは經に聞其名號信心歡喜説き給ひ、天親論主は、これを一心歸命三示し、高祖大師は、また無疑の一心三示したまへり。されば造惡不善の我等なれども、名號六字のいはれを聞きひらき、佛の願力に乘托して一念の疑心なければ、たちごころに往生の眞因決得し、攝取不捨の光益にあつかり、正定聚不退の位に住せしめたまふなり。このうへには廣大の佛恩をよるこび、報謝の稱名を怠らず、品行をつし、し、職務を勉勵し、公德を重んじ、國家の安寧、社會の幸福を増進せらるべく候。是れ即ち宗祖聖人より瀉瓶相承せる眞俗二諦の遺訓にして、寔にこれ宗門不易の教規なり。冀はくば一宗の門葉、皆その心を一にして自行化他の道に寸毫の謬なく、飽まで宗風を宣揚して、以て佛祖報恩の營みにそなへられたく、これ予が繼職の始めに方り、念願の至りに堪えざる所に候也。

昭和二年十月二十二日

龍谷第二十三世寺務

大谷 光照

惟ふに宗門の興隆は一に布教の振作に待つ、其の任に當る者先づ深く如來の本願を信じ遠く祖承の淵源を尋ね、審に法義の邪正を辨へ自行愆なからんこころを要す、其の教を施すや懇に出離解脱の徑路を示して十方普流の佛化を助揚し正しく俗諦倫理の常道を明にして國運の進展を扶翼すべし、然るに教化の事固より容易ならず善巧以て萬機を調へ慈懷以て黎庶を導き四攝の妙用遺憾なきを期せざる可からず、若夫徒に新を好み奇に趨りて祖教の常規を逸し自行備らずして漫に化他の功を誇らんこする如きは切に戒むべき所なり、予曩に傳燈の大任を承けしより以來日夜宗運の恢弘を念じて忘る、能はず、本宗の門侶克く予が意を體し教家の本分に省て佛恩報謝の經營怠りなく二利雙運以て妙教流通の行業に精進せんこころを冀ふ

昭和十年四月十四日

龍谷第二十三世寺務

大谷 光照

惟ふに今次の事變は其の由來するこころ遠く事態の推移容易に豫斷すべからず、天皇陛下曩に帝國議會開院式に於て優渥なる勅語を賜ひ帝國の向ふ所を明にし國民の進むべき道を示させ給へり、聖慮深遠洵に恐懼感激に堪へず

太鼓、一地方の慣例による。

一、合掌の仕方を左の通り教へられ度し。兩掌並に十指を正しく合せ、乳の高さにて微に胸に當て、念珠は兩手の拵指を以ておさへ、房を下方に垂れ、微音にて稱名す。

一、焼香の仕方を左の通り教へられ度し。焼香臺の前に進みて一禮し、右手にて香盒の蓋を取り(右側へ)焼香一回(頂かす)にして香盒の蓋をなし、合掌(微音にて稱名)一禮して退下するものとす。

一一 初 参 式

門徒の家庭に出生ありたる時は、適當の時

期に於て(百日又は爾後)所屬寺に、初参をなさしめ左の式を行ふ。

(該兒の氏名生年月日を告げしめ名簿に記入す)

中尊前點燭
住職 服裝 二種略正裝(黒衣五條)

一、幼兒を抱きたる参詣者を、外陣香卓前に着席せしむ。

二、住職内陣焼香。

三、讚佛偈、短念佛、回向。

四、御文章を捧持して外陣参詣者の前方、斜横向きに着座す。

(左圖の如し)

壇 彌 須

卓 前

輪 尹

卓 〇 香

参 詣 者

五、領解文 合唱

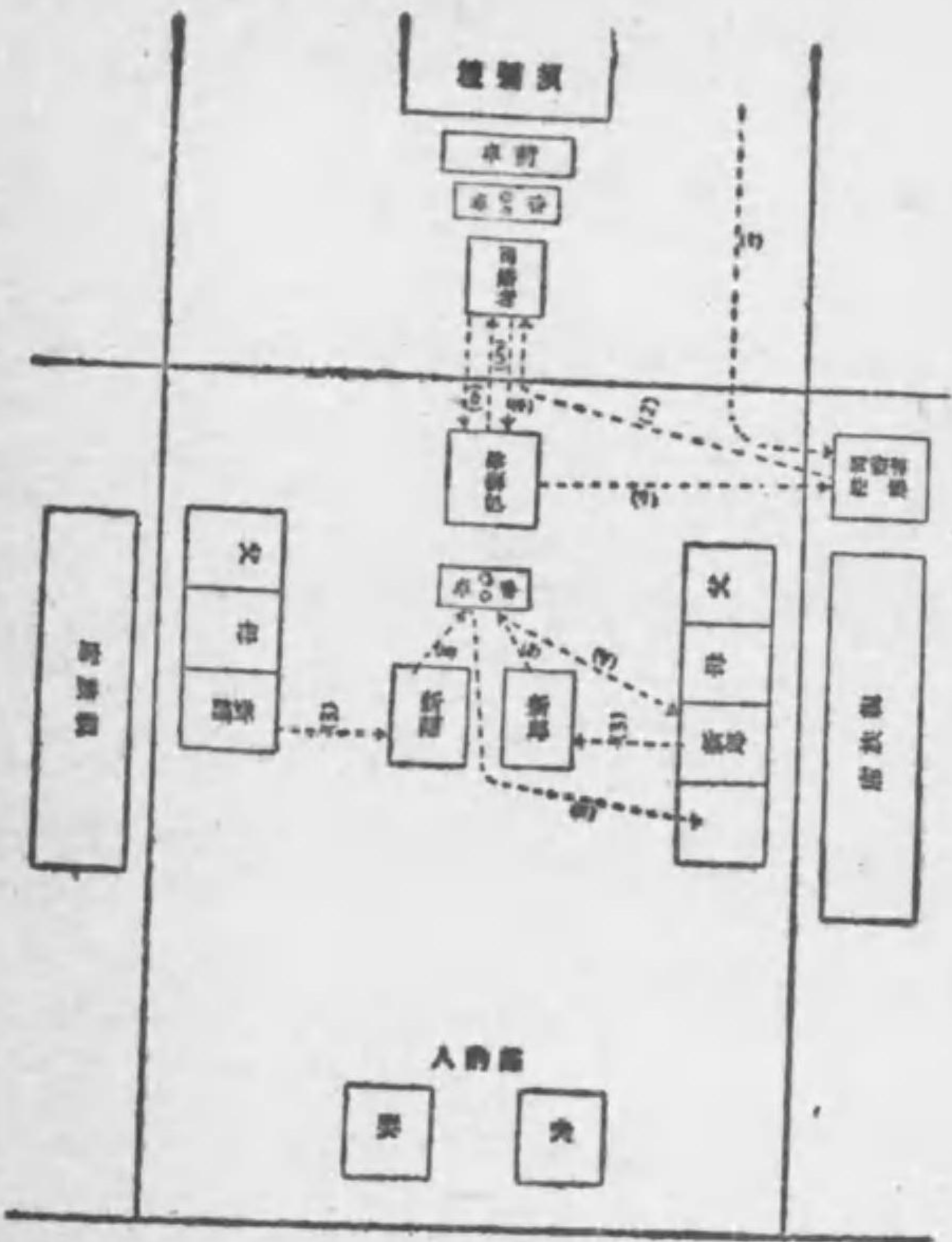
六、法話(成人の後眞の御門徒たるべきやう父母の訓育を要望し、之を以て眞の父母の慈愛とすべき旨を法話すべし)

七、御文章(聖人一流章)

八、住職内陣より退出

九、参詣者焼香禮拜退出

三 佛式結婚



佛前 莊嚴

中尊前打敷、紅白鏡餅

一對(雲脚臺又は三寶)

式場

(着席の位置は、豫め紙に認めて貼付し置くを便とす)

司婚者

服装は一種正装

(色衣五條切袴)とす

門徒の結婚式は其所屬寺院の住職とす。

式次第

式次第

式次第

式次第

一、雙方の父母親族並に新郎新婦着席
(媒酌人の案内に依る)

二、喚鐘

三、司婚者着席(喚鐘中内陣祖師前より外陣に出づ)

四、一同敬禮

五、司婚者内陣に進みて焼香す(同時禮拜)

六、二諦相資文合唱(豫め讀易きやう印刷せるものを配布す)

深く如来の本願を信じ、光明攝取の勝益を喜び、一向専念の宗風を守りて、知恩報徳の修養を怠らざらん。法味愛樂の上より、家族互に敬愛し、一家の和樂を増進せん。國家覆護の恩を仰ぎて、各職務を

七、新郎新婦は同時に起つて、中央各所定の席に着く。

八、司婚者敬白

謹んで西方願王 無量壽世尊の寶前に白して言さく、夫れ以れば夫婦は人倫の大本にして婚姻は萬姓の原始なり。統を祖先に繼ぎ、裔を後昆に垂る、職として此の則に由る。其の禮典の重き、爰ぞ敬愼せざるべけんや。茲に本日

某(新郎)

某 (新婦)

新に夫妻の約を結び、長へに偕老の契を誓ふ。夫の一樹の蔭に宿り、一河の流れを汲むが如き、猶且つ偶然の事に非ず、況んや異體同心、遠く現當を期する者をや。是れ固より多生因縁の感ずる所にして、亦自ら佛祖善巧の導き給ふところなり。冀くは今より以降、須らく山海盟長く、剛柔相扶け、膠漆約堅く、琴瑟相和し、身を端し、行ひを正しくして、益々諸善を作し、己を脩め、體を潔くして、心垢を洗除し、言行を忠信にし、表裏相應して、同じく敬愛の誠を盡し、共に修齊の徳を全ふじ、

以て四恩に報答すべし。是れ即ち二諦相資の妙教にして一向專念の要行なり。今や嚴かに兩姓親故の會同を求め、恭しく慈尊の照覽の下に現當を通貫して滄盟なからんことを、敬て白す。

九、司婚者内陣より起ちて外陣香卓前に着席し、左記司婚の辭を讀みて、兩者相互に誓はしむ。

「某年某月某日新郎某士、新婦某女の婚儀を佛前に擧ぐるに當り、兩者の誓を求む
新郎某士に告ぐ
敬に伴ふ愛を以て能く夫たるの自分を盡し、終生苦樂を共にせんことを

誓はるべし (此時新郎黙禮して誓意を表す)

新婦某女に告ぐ
愛に伴ふ敬を以て能く妻たるの自分を盡し、終生苦樂を共にせんことを誓はるべし (此時新婦黙禮して誓意を表す)

冀くは如來の恩寵に浴して、一生莊嚴の實を全ふせんことを期せらるべし (新郎新婦同時に黙禮す)

十、司婚者内陣に入り新郎新婦に授與すべき念珠を薫香して、外陣元の座に復席し、之を新郎新婦に授く。

十一、司婚者外陣の控席に着座。

十二、新郎新婦順位に禮拜して、新郎は元

の席に復し、新婦は新郎の次席に着座。

十三、一同合掌禮拜。
十四、司婚者内陣より退出

一三 末寺井に門徒葬儀

臨終勤行 阿彌陀經 一 首添引

十方微塵世界ノ同念佛ノ衆生ヲミソナハシ
攝取シテステザレバ、阿彌陀トナヅケタマツル

恒沙塵數ノ如來ハ、萬行ノ同少善キラヒツ、名號不思議ノ信心ヲ、ヒトシクヒトヘニス、メシム
納棺及納棺後の莊嚴

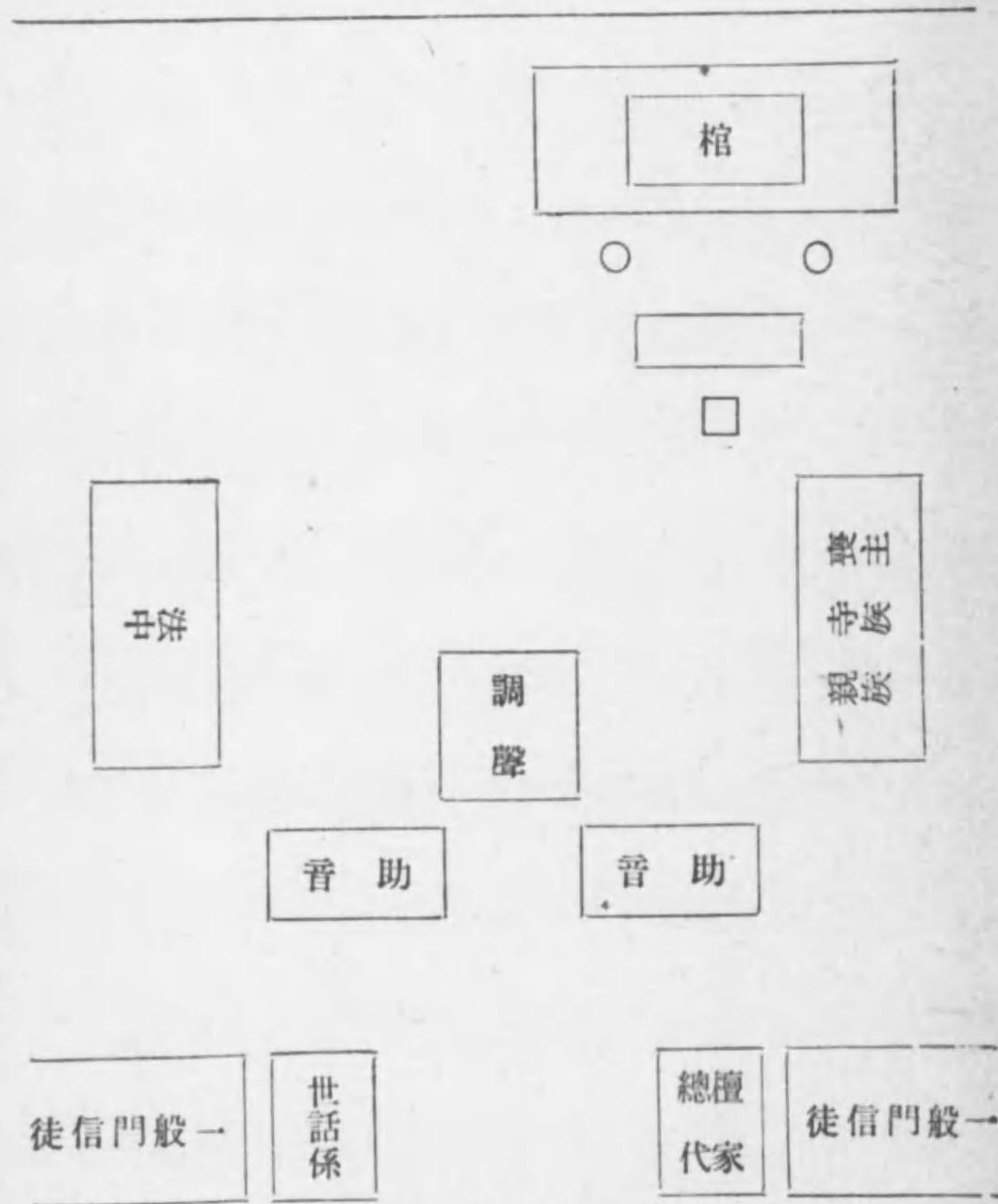
一、納棺に際しては遺骸に相當の服裝をなさしむ。

二、棺内に六字尊號を納む。

三、棺の位置は尊像又は尊號の直前を避け左圖の如く安置す。

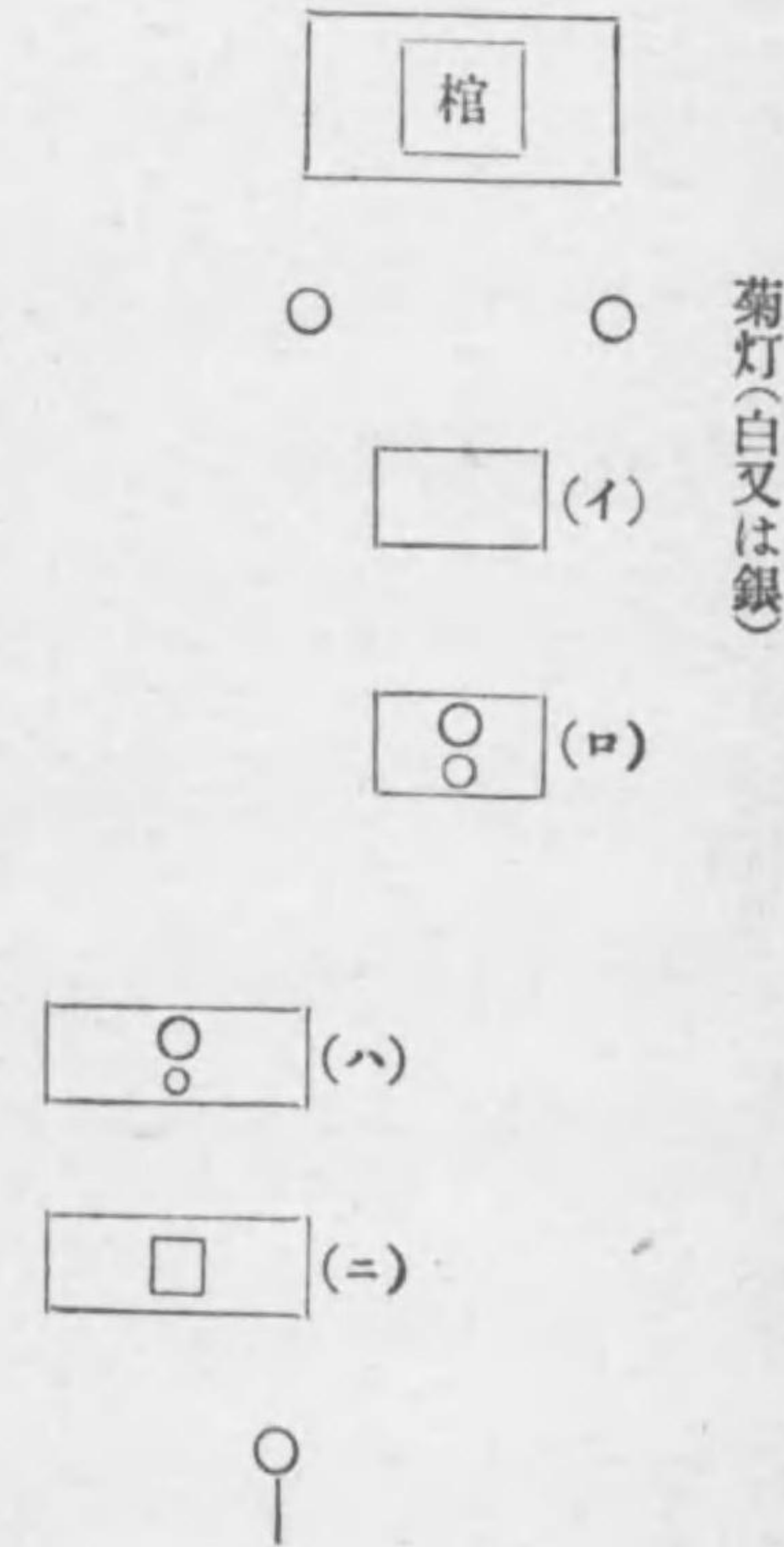
壇 彌 須

常香盤



(圖場式ノ行動棺出)

像 尊



菊灯(白又は銀)

四、尊前白地打敷、三具足、(御華蠟燭は赤色を除く)、供物は白色青黄色(赤色を除く)三具以内、翠簾の縁及び、房は白とす。
 一、一代の榮譽を表彰するものある時は白布にて覆へる卓上に置く

ハ、香爐と香盒を載せたる香卓
 ニ、經卓(此前に於て勤行をなす)
 出棺勤行の式場及出棺勤行
 本堂に於ける出棺勤行の式場左の如し
 口、白布にて覆へる卓上に香爐と香盒を置く

出棺勸行の次第左の如し。

- 一、行事鐘
 - 二、衆僧着座
 - 三、持念
 - 四、調聲人棺前焼香復座
 - 五、歸三寶
 - 六、短念
 - 七、回向
 - 八、持念
 - 九、衆僧退出
- 右出棺勸行を終つて棺を輿に移し、本堂外
 龍薦堂(葬儀場)に送る。出棺の際喪主肩入
 の式を行ふ。

葬儀場葬列及葬場勸行

葬儀場は本堂外とし龍薦堂を設く。但し已むを得ざる場合は本堂を使用することを得

葬場勸行の次第左の如し。

- 一、衆僧着席
- 二、持念
- 三、調聲人焼香復座
- 四、三奉請
- 五、正信偈(艸譜)
- 六、短念
- 七、念佛
- 八、二首添引
- 九、回向
- 十、持念
- 十一、衆僧退出

正信偈同音より喪主、法中、寺族、親族、門徒
 總代、講中、信徒等の順序に焼香す。焼香の
 際調聲人に對して敬禮をなすも、勸行中の
 調聲人は答禮せざるものとす。焼香者多數
 の場合、式後一定の時間を限り行はしむる
 ことを得。

弔詞を用ふる場合は勸行後とし之を終つて式を閉ず。

(別院を除く)。此場合は内陣の障子を閉ぢて本堂外の式場に擬し、別に龍薦堂を設けず。又は龍薦堂を常設せる茶毘所、其他適當の場所を以て之に充つることを得。
 龍薦堂には尊號又は尊像の奉安なきも、已に棺内に尊號を納めあるを以て、尊像奉安所と心得て莊嚴をなし、勸式を行ふものとす。

葬儀場に於ける各員着席の位置は出棺勸行の式場に同じ、唯棺を正面とするを異とするのみ。前圖參照(各員の前に焼香臺を用意すべし)。

龍薦堂前の莊嚴は白又は銀地水引打敷、五具足(四本宛紙華一對)、點燭(銀又は白)、供物(赤色を除く)三具以上とす。

念佛

- | | |
|--------|--------|
| 南無阿彌陀佛 | 南無阿彌陀佛 |
| 南無阿彌陀佛 | 南無阿彌陀佛 |
| 南無阿彌陀佛 | 南無阿彌陀佛 |

- | | |
|-------------|--------------|
| 木蘭カニアスレハ | 同ナシツスルヒトナキ |
| 功徳ノ寶海ニテ | 煩悩ノ濁水ヘタテナシ |
| 正覺ハナヨリ化生シテ | 衆生ノ頑癡コトク |
| スミヤカニトク満足ス | |
| 真實信心ウレヒトハ | スナハチ定業ノカスイル |
| 不退ノラサニイリスレハ | カナラス滅度ニイラスレハ |

佛智ノ不思故ヲテ
女人成佛ヲカヒマリ
變成男子ノ親ヲタテ

火屋勤行 三誓偈 短念佛 回向
收骨勤行 正信偈(神譜) 短念佛 念佛

二首添引 回向

觀音勢至モロトモニ、同慈光世界ヲ照曜シ
有緣ヲ度シテシバラクモ、休息アルコトナカリケリ。

安樂淨土ニイタルヒト、五濁同惡世ニカヘリテハ
釋迦牟尼佛ノゴトクニテ、利益衆生ハキハモナシ

還骨勤行 讚佛偈 短念佛 回向 御文章
(白骨章)

一四 中陰法要

一、讀經作法

二、阿彌陀經 二首添引

三、正信偈
右其一を選ぶ。

御文章

中陰壇を設くる場合は、餘間壇上に尊像又は尊號を奉安し、白又は銀地の打敷、三具足(御花は赤を除く)供物(赤色を除く)二具とす。遺骨箱は白布に包み尊像の正面を避けて安置す。

一五 百ヶ日法要

中陰法要に同じ。

一、門徒葬儀は、凡て末寺葬儀に準ず。但し出棺勤行は自家の佛前に於て行ふ。
二、通夜勤行、正信偈、念佛和讃(御詠歌を禁ず)

佛教各宗一覽

宗名	開宗年時	開祖	本尊	所依經典
法相	孝德帝 白雉五年 (三二四)	道昭	釋迦如來	唯深密經、瑜伽論
華嚴	聖武帝 天平十五年 (四〇三)	道璿	釋迦如來	華嚴經
律宗	孝謙帝 天平勝寶六年 (四四四)	鑑真	釋迦如來	四分律
天台	桓武帝 延曆七年 (四四八)	最澄	釋迦如來	法華經、大日經、楞伽經、梵網經等
眞言	平城帝 大同元年 (四七六)	空海	大日如來	大日經、金剛頂經等
融通念佛	鳥羽帝 永久五年 (一七七)	良忍	阿彌陀如來	華嚴經、法華經、無量壽經等
淨土	高倉帝 承安五年 (一一三五)	源空	阿彌陀如來	無量壽經、觀無量壽經、阿彌陀經
臨濟	後鳥羽帝 建仁二年 (一一二)	榮西	釋迦如來	(不立文字)
眞宗	後堀河帝 元仁元年 (一一八四)	親鸞	阿彌陀如來	無量壽經、觀無量壽經、阿彌陀經
曹洞	四條帝 天福元年 (一一八三)	道元	釋迦如來	(不立文字)
日蓮	後深草帝 建長五年 (一一三)	日蓮	釋迦如來	法華經
時宗	後宇多帝 建治元年 (一一五)	智眞	阿彌陀如來	無量壽經、觀無量壽經、阿彌陀經
黃檗	後光明帝 承應二年 (一一四)	隆崎	釋迦如來	(不立文字)

各宗派本山

法相宗 奈良興福寺、大和法隆寺、同藥師寺

華嚴宗 奈良東大寺

律宗 大和唐招提寺

天台宗 近江(天台宗)延曆寺、同(同寺門派)園城寺(通稱三井寺)、同(同真盛派)西教寺

真言宗 紀伊(古義真言宗)金剛峰寺、京都(真言宗醍醐派)醍醐寺、同(東寺派)教王護國寺

融通念佛宗 大阪市平野郷大念佛寺

淨土宗 京都(淨土宗、通稱鎮西派)智恩院、同(西山禪林寺派)禪林寺、同(西山深草派)顯寺、山城(西山光明寺派)光明寺

臨濟宗 京都天龍寺、同相國寺、同建仁寺、同南禪寺、同妙心寺、同東福寺、同大德寺、相模建長寺、同圓覺寺、近江永源寺、遠江方廣寺、安藝佛通寺、越中國泰寺、甲斐向嶽寺(各寺名を以て派名とす)

眞宗(一〇派) 京都(本願寺派)本願寺、同(大谷派)本願寺、同(興正派)興正寺、同(佛光寺派)佛光寺、伊勢(高田派)專修寺、近江(木邊派)錦織寺、越前(出雲路派)毫攝寺、同(山元派)證誠寺、同(誠照寺派)誠照寺、同(三門徒派)專照寺

曹洞宗 越前永平寺、横濱總持寺

日蓮宗(九派) 甲斐(日蓮宗)久遠寺、京都(顯本法華宗)妙滿寺、同(本妙法華宗)本隆寺、駿河(本門宗)本門寺、同(本門法華宗)光長寺、同(日蓮正宗)大石寺、越後(法華宗)本成寺、備前(日蓮宗不受不施派)妙覺寺、同(日蓮宗不受不施講門派)本覺寺

時宗 相模藤澤清淨光寺(通稱遊行寺)

黃檗宗 山城宇治黃檗山萬福寺

本願寺派並大谷派本山御代々忌日一覽

四四〇

聖德太子	龍樹菩薩	天親菩薩	曇鸞大師	道綽禪師	善導大師	源信僧都	源空上人	明照上人	親鸞聖人	見真上人	如信上人	覺如(宗昭)	善如(俊玄)
紀元一六七七	紀元一八七二	紀元一九二二	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇	紀元一九六〇
(七月 廿七日)	(四月 二十七日)	(三月 二十七日)	(六月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)	(三月 廿七日)
三月二十一日	六月二十六日	五月三十日	五月四日	七月十二日	三月七日	一月十六日	二月二日	二月二日	二月二十三日	四月四日			

勅賜號 周圓上人	證定關	巧如(玄康)	存如(圓兼)	慧證大師 信證院	蓮如(兼壽)	教恩院	實如(光兼)	信受院	證如(光教)	信樂院	顯如(光佐)	信光院	准如(光昭)	信淨院	教興院	良如(光圓)	東泰院	宣如(光從)	信解院	寂如(光常)
紀元二〇五三	紀元二一〇〇	紀元二一〇〇	紀元二一一七	紀元二二五九	紀元二二八五	紀元二二八五	紀元二二一四	紀元二二一四	紀元二二一四	紀元二二五二	紀元二二五二	紀元二二九一	紀元二二九一	紀元二三三二	紀元二三三二	紀元二三三二	紀元二三八五	紀元二三八五	紀元二三八五	紀元二三八五
(四月廿四日化 四十四歲)	(永享十四日化 六十五歲)	(永享十四日化 六十五歲)	(長祿八月八日化 六十二歲)	(明應三月二十五日化 八十五歲)	(大永二月二日化 六十八歲)	(天文八月十三日化 三十九歲)	(文祿十一月廿四日化 五十七歲)	(文祿十一月廿四日化 五十七歲)	(文祿十一月廿四日化 五十七歲)	(慶長十月五日化 五十九歲)	(慶長十月五日化 五十九歲)	(寬文九月七日化 五十一歲)	(萬治七月廿五日化 五十五歲)	(享保七月八日化 七十五歲)						
六月十二日	十一月十七日	七月十八日	五月十四日	三月五日	九月十九日	十二月二十七日	一月二日	十月十八日	八月十五日											

四四一

淳寧院	琢如(光瑛)	東十四	紀元二四〇一	(寬文十四日) 化四十一歲	四月十四日
信順院	住如(光澄)	東十五	紀元二四〇一	(元文六日) 化六十七歲	八月六日
沮泥院	常如(光晴)	東十六	紀元二四〇一	(元祿廿二日) 化五十四歲	五月廿二日
信曉院	湛如(光啓)	東十六	紀元二四〇一	(寬保八日) 化二十七歲	六月八日
無碍光院	一如(光海)	東十六	紀元二四〇一	(元祿十日) 化五十三歲	四月十二日
信慧院	法如(光闡)	東十七	紀元二四四九	(寬政十月二十四日) 化八十三歲	十月二十四日
功德聚院	真如(光性)	東十七	紀元二四四九	(延享十月一日) 化六十三歲	十月一日
信入院	文如(光暉)	東十八	紀元二四五九	(寬政六月十四日) 化五十六歲	六月十四日
清淨光院	從如(光超)	東十八	紀元二四五九	(寶曆七月十一日) 化四十二歲	七月十一日
信明院	本如(光攝)	東十九	紀元二四八七	(文政十二月十二日) 化四十九歲	十二月十二日
歡喜光院	乘如(光遍)	東十九	紀元二四八七	(寬政二月二十二日) 化四十九歲	二月二十二日
信法院	廣如(光澤)	東二十	紀元二五三一	(明治八月十九日) 化七十七歲	八月十九日

無上覺院	達如(光明)	東二十	紀元二五六三	(慶應十一月四日) 化八十六歲	十一月四日
信知院	明如(光尊)	東二十一	紀元二五六三	(明治一月十八日) 化五十六歲	一月十八日
眞無量院	嚴如(光勝)	東二十一	紀元二五六三	(明治一月十五日) 化七十八歲	一月十五日
鏡如(光瑞)	鏡如(光瑞)	東二十二			
現如(光瑩)	現如(光瑩)	東二十三			
勝如(光照)	勝如(光照)	東二十三			
彰如(光演)	彰如(光演)	東二十三			
關如(光暢)	關如(光暢)	東二十四			

附記(本派本山ニ於テ御歴代ニ準シ法要勤修セララル、モノ如左)

覺信尼	紀元一九四一	(弘安四年)	五月十二日
從覺上人	紀元二〇二〇	(南朝正平五年)	八月十二日
圓如上人	紀元二一八一	(大永元年)	九月十三日
德如上人	紀元二五二八	(慶應四年)	六月四日

(備考)紀元ハ推歩ノ年(括弧)ノ中ハ當時ノ年號下欄ノ月日ハ推歩ノ月日、即往生ノ日也、本派本山ハ明治七年一月十一日ヲ以テ宗祖忌日以下太陽曆推歩ニ改メ。

恩 德 讚

6-3 6 | 7 7 3 3 | i i 7 6 | 3-0 |
 によらい だいひの おんどくは
 4 4 3 2 | 3- i i | 7- i 6 | 7-0 |
 みをこに し ても はり ずべし
 2-3 3 | 2 3 4 3 | 4 3 4 6 | 7-0 |
 し しや- ちしきの おんどくも
 3- i i | 7 7 7 6 6 | 4 3 i 7 | 6-0 ||
 ほねを くだしても しや-すべし

恩 徳 讚

如來大悲の恩徳は

身を粉にしても報ずべし

師主知識の恩徳も

骨を碎きても謝すべし

昭和十九年二月一日印刷
昭和十九年二月五日發行

出版會承認い390163

不 許 複 製

落丁、乱頁の際は御中
總次第御取換仕ります

發 行 所

編輯者 編輯者 編輯者
印刷者 印刷者 印刷者
配給元

初刷三六〇〇部

全 人 社

京都市下京區西洞院六條南
電話下〇七三三〇一
振替京都二三五〇番
出版會員第一一四五三五號

定價金壹圓六拾錢
 特別行爲稅 八 錢
 相當額金 八 錢
 合計金壹圓六拾八錢
 眞宗聖典普及會
 清水 精 一 郎
 京都市下京區西洞院六條南
 宮 崎 勇 治
 京都市下京區西洞院七條南
 日本出版配給株式會社
 東京都神田區淡路町二丁目九

428
236

終

